

翼小学校いじめ防止基本方針

高浜市立翼小学校



翼小学校いじめ防止基本方針

高浜市立翼小学校

いじめ防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童の人権を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

このようないじめから児童を守るために、全ての教職員が、「いじめは卑怯な行為である」「いじめは絶対に許されない」「いじめはどの子どもにも起こりうるものである」という基本認識をもち、学校全体でいじめの未然防止、早期発見、早期対応に取り組むことが必要である。

1 いじめの定義

いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」と定義する。起こった場所は学校の内外を問わず、その行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、その行為を受けた児童の立場に立つて行うものとする。

2 未然防止のための取組

(1) いじめを許さない、見過ごさない「雰囲気づくり」

①集会や道徳、学活の時間を活用して、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気づくりに努める。

②すべての児童が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる授業づくり・集団づくりを行う。

(2) 児童が安心できる、自己存在感や充実感を感じられる「居場所づくり」

①わかる授業、すべての児童が参加・活躍できる授業の工夫

すべての児童が授業に参加できる、授業場面で活躍できる授業を展開することで児童の授業に対するストレスが軽減する。

②一人一人の児童が活躍できる係活動、委員会活動の充実

一人一人の児童が係活動・委員会活動に積極的に取り組み、子ども同士が見合い、考え、学級・学校のよりよい生活づくりのために貢献できるよう、学級運営・委員会活動を行う。

(3) 豊かな心を育てる人権教育・道徳教育の充実

①人権教育の充実

いじめは「相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ことを理解させる。日々の活動の中で人権を侵害する行為を発見した場合は、全体の問題として取り上げ共有し、人の痛みを思いやる気持ちの育成を図る。

②道徳教育の充実

道徳の授業を活用し、他人を思いやる心や人権意識を育てる。学級の児童の実態に合わせて題材や資料を十分に検討し、継続して指導を行う。いじめの事例を取り上げたり、他人の痛みについて考える資料を用意したりして、いじめは絶対に許されないことを理解させ、人の気持ちを思いやる心の育成を図る。

(4) 情報モラル教育の充実

携帯電話やスマートフォンを介したトラブルが増えてきている。LINEなどのソーシャルネットワーキングサービス内での悪口の書き込み、グループの所属によるトラブルが多い。このようなトラブルをなくすために、学級活動等の時間を活用して情報モラル教育を継続的に実施する。

また高学年の保護者を対象に携帯電話・スマートフォンの安全な使い方についての講習を開き、保護者の意識の啓発を図る。

3 早期発見に向けての取組

(1) 基本的な考え方

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識する。

たとえ、ちょっとした行為であっても、いじめではないかとの疑いをもって、対応するようにする。日頃から児童の見守りや信頼関係の構築に努め、児童のちょっとした変化を見逃さないように心がけ、気になる児童について教職員相互が積極的に情報交換を行い、情報を共有する。

(2) 手立て

①児童の日々の様子についての観察

20分放課等の休み時間や昼休み、放課後の児童の様子に目を配り、児童の人間関係の把握に努める。また気になる言動が見られた場合、適切な指導を行い、関係の修復にあたる。

②教育相談

日常生活の中で教職員が児童に声をかけるなどして児童との良好な関係を築き、児童が気軽に相談できる環境をつくる。また、定期的な教育相談期間を設けて、児童を対象とした教育相談を実施する等、相談体制を整備する。

③いじめアンケート

夏季休業前（7月）と冬期休業前（12月）にいじめアンケートを実施し、児童間のトラブルや個々の児童が抱える悩みを把握する。また、必要に応じて教育相談を行い、児童間のトラブルの解決、悩みの解消を図る。

4 いじめに対する措置

(1) 基本的な考え方

発見・通報を受けた場合には、問題を軽視することなく、早期に適切な措置をする。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮のもと、毅然とした態度で加害児童を指導する。特定の教職員で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応する。

教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し対応に当たる。

「いじめ早期発見のためのチェックリスト」を全教職員が実施し、指導にあたる。

(2) 発見・通報を受けた時の措置

①いじめられた児童、いじめを知らせた児童を守る。

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。ささいな兆候であっても、いじめの疑いのある行為には、早い段階から的確に関わりをもつようにする。また、いじめられていると相談に来た児童や、いじめの情報を伝えに来た児童から話を聞く時には、他の児童の目に触れないように場所・時間等に十分配慮する。その際にはいじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全の確保をする。

状況に応じて、いじめられた児童やいじめを知らせた児童を守るために、登下校、休み時間、清掃時間、放課後等において教職員の目が届く体制を整える。

②事実確認と情報の共有

発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、同じ学年の教職員に報告・相談し、複数の教職員で対応するようにする。いじめの行為を行うに至った経過や心情などをいじめている児童から聴き取るとともに、周囲の児童や保護者などの第三者からも情報を得て、正確に事実を把握する。

(3) いじめられた児童への支援といじめた児童への指導

①いじめられた児童への支援

いじめられた児童から事実関係の聴取を行うとともに、つらい気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。また「あなたが悪いのではない」ことをはっきり伝えるなどして自尊感情を高めるよう配慮する。

保護者には、できるだけ発見したその日のうちに、家庭訪問等で面談し、事実関係を直接伝える。学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。

②いじめた児童への指導

いじめた気持ちや状況などについて十分に聴取するとともに、いじめは決して許されない行為であること、いじめられる側の気持ちを認識させる。その際には、いじめた児童の抱える問題にも目を向け、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう配慮する。

保護者には正確な事実関係を説明し、いじめられた児童や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。

(4) 周りの児童への指導

当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者はいじめを暗黙的に支持していることを認識させる。いじめを発見した際には止めるか、教職員に報告するなどの行動をとるように指導する。

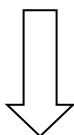
(5) ネット上のいじめへの対応

誹謗中傷の書き込みの相談が児童・保護者からあった場合、その内容を確認する。その際には、書き込みのあった掲示板等のURLを控えるとともに、書き込みの画面をデジタルカメラや携帯電話、スマートフォンなどでの撮影やスクリーンショットなどで画面を画像として保存したり、プリントアウトして内容を保存したりする。原則、書き込みを行った児童本人に削除させるが、必要に応じて掲示板の管理人やプロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。

関係児童には、掲示板等で誹謗・中傷の書き込みを行うことでネット上に半永久的に残る可能性が高いこと、その行為自体がいじめであり、決して許されない行為であることを認識させる。保護者にも事実関係を説明し、携帯電話、スマートフォンなどの情報端末の使い方を相談するように依頼し、家庭で約束を決めるなどしてマナーを守ってインターネットを使用するように促す。

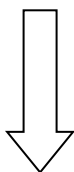
(6) 校内いじめ対応フロー図

事実関係を明確にするための調査を実施



- ・管理職・生活指導主任・担任等関係の教職員で指導方針を立て、体制を整える。
- ・因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ・事実にしっかりと向き合おうとする姿勢を大切にする。

いじめを受けた児童及びその保護者への適切な情報の提供



- ・調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供する。
- ・関係者の個人情報に十分配慮する。
- ・調査に当たって実施するアンケートは、調査に先立ち、その旨を調査対象の児童や保護者に説明する。

調査結果を教育委員会に報告



・希望があれば、いじめを受けた児童または保護者の所見をまとめた文書も調査結果に添付する。

調査結果を踏まえた必要な措置

・調査結果を踏まえ、再発防止に向けた取組を検討し、実施する。

(7) いじめの解消の判断

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。

- ①いじめに係る行為が止んでいること（インターネット含む）。止んでいる期間は少なくとも「3か月」を目安とする。
- ②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと。被害児童本人及びその保護者に対し、面談などにより確認をすること。

5 いじめ防止対策の校内組織

(1) いじめ防止対策組織の役割

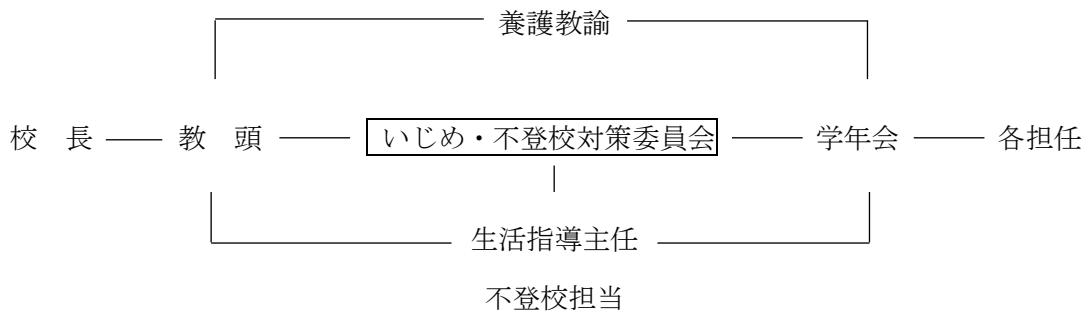
- ①「翼小学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施
- ②教職員への共通理解と意識啓発
- ③入学時・各学年の開始時に児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発
- ④いじめに対する措置

(2) 学校内の組織

①いじめ・不登校対策委員会

いじめ防止・不登校に関する措置を効果的に行うため、管理職、生活指導主任を中心に月1回全教職員で問題傾向のある児童について、現状や指導についての情報交換及び共通行動についての話し合いを行う。

②指導の組織



③いじめ不登校対策委員会の実施（年4回）

- ・いじめアンケート→あのねタイム実施（年2回）
- ・事例研
- ・事象が起きた時の教職員打合せでの共通理解
- ・チェックリストでのいじめの実態把握（6、10月）

6 重大事態への対応

(1) 重大事態とは（「いじめ防止対策推進法」第28条より）

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(2) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告、連携を図り、対応する。

7 その他

- ・学校いじめ防止基本方針が、学校の実情に即して適切に機能しているかを学校いじめ対策組織を中心に点検し、必要に応じて見直すこと。